

個別の教育支援計画、 個別の指導計画作成の必要性

大分県教育庁特別支援教育課

講義骨子

I

研修受講者の役割

II

個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の
必要性

III

個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と
活用

I

研修受講者の役割

I 研修受講者の役割

1 研修受講者の役割

(1) 本研修内容を各園・学校に持ち帰り、校内において全ての教員に対し、伝達する研修を実施する。

(2) 各園・学校に在籍する全ての障がいのある児童などについて、個別の指導計画を作成するよう努める。

※ 本研修資料は、市教委を通じて各学校にデータで送付します。

I 研修受講者の役割

2 研修の目的

「**全ての公立幼・小・中学校等**が多様な障がいのある子どもの支援に対応できるように、各エリアの実情に応じた研修を開催し、特別支援教育に関する**県内の標準的技能の向上**を目指す。」

特別支援教育コーディネーターの**資質向上**



全ての教員の資質向上

3 研修受講者

全ての幼稚園、小学校、中学校等の特別支援教育コーディネーター

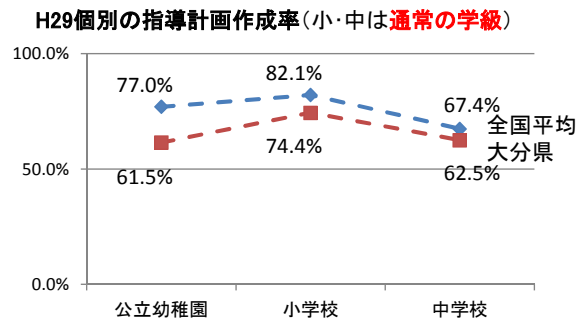
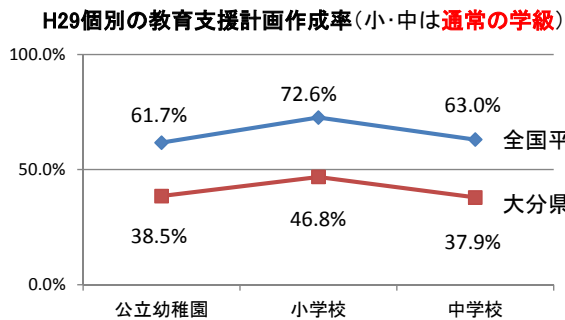
II

個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

Ⅱ 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

1 現状

(1) 特別支援教育に関する調査(文部科学省)



○個別の教育支援計画、個別の指導計画ともに全国平均より低い

※この調査は園・学校で一人でも作成している学校数

Ⅱ 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

1 現状

(2) 巡回相談の内容

・特別支援学校による巡回相談

平成29年度 3,094件

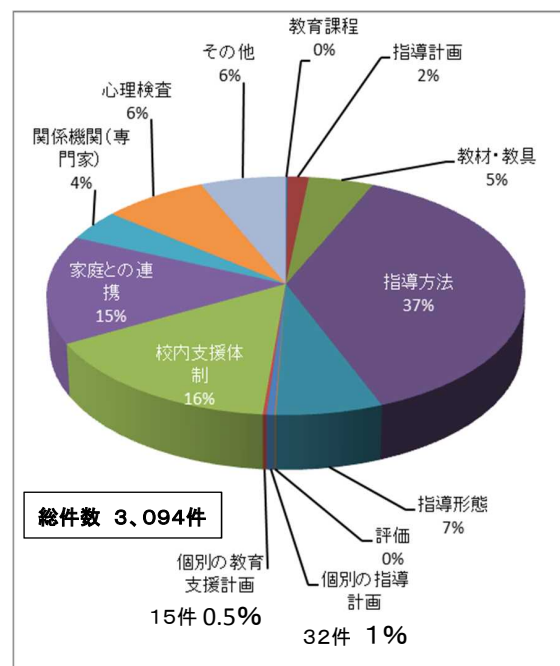
・内容の内訳

指導方法、校内支援体制、家庭との連携
の上位3つで68%

個別の教育支援計画、個別の指導計画は
あわせて1.5%

・**直面する幼児児童生徒への対応**に関する
相談が**多く**、**指導のよりどころ**となる相談は
少ない

平成29年度特別支援学校のセンター的機能に係る
巡回相談報告における内容の内訳



II 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

2 目標

(1) 大分県長期教育計画 「教育県大分」創造プラン2016
平成28年3月

「6 特別支援教育の充実」 P30

主な取組 ①きめ細かな指導の充実

<幼・小・中・高等学校>

・特別支援学級や通常学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成の推進・質の向上

目標指標(H31年度)

「個別の指導計画」の作成率 小学校92% 中学校92%

II 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

2 目標

(2) 平成30年度大分県教育委員会の重点方針
の重点方針

1. 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進

授業改善の徹底

特別支援教育の視点からの授業改善

(「個別の指導計画」の作成・活用推進)

平成30年度 大分県教育委員会の重点方針
— 「教育県大分」の創造に向けて —

1. 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進

「教育県大分」創造プラン2016、「芯の通った学校組織」推進プラン 第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～及び「平成30年度に向けた取組方針」を踏まえ、学力・体力向上や不登校対策といった教育課題への組織的取組を進め、教育水準の向上を図ります。
また、教員の長給運動を改善し、子どもと向き合う時間を確保するため、専門スタッフ・外部人材の活用や学校が担うべき業務の精選・効率化を図るなど学校における働き方改革を推進します。

「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上

学校マネジメントの深化	◆大分県版「チーム学校」の理解促進、年度を跨ぐ検証・改善サイクルの確立 ◆「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援 ◆「地域とともにある学校」への転換（CSの普及・地域学校協働活動の推進） ◆マネジメントツールを活用した教員研修レベルでの校種間連携の推進
授業改善の徹底	◆「新大分スタンプカード」をはじめ「主体的・対話的で深い学びの実現（AL）の視点」 ◆「授業改善スクールプラン・マイプラン」による密度の高い授業への改善 ◆特別支援教育の視点からの授業改善（「個別の指導計画」の作成・活用推進） ◆授業改善の取組を活かしたカリキュラム・マネジメントの推進
体力向上の推進・健康課題への対応	◆運動の習慣化・日常化に向けた組織的取組の推進（「一校一実践」の改善） ◆生活習慣の改善とフットボールの取組拡充
いじめ・不登校対策等の推進	◆いじめ・不登校に係る校内対策委員会等の定期的開催の徹底 ◆専門スタッフ等を効果的に活用する体制整備 ◆教育支援センター（巡回指導教室）等との連携促進 ◆地域児童生支援コーディネーターの活用促進

子どもと向き合う時間の確保に向けた学校における働き方改革の推進

「チーム学校」の実現	◆SC・SSWの配置拡充、スクールロイヤー（SL）の導入 ◆小中学校におけるスクール・サポートスタッフの配置・活用
部活動の改革	◆部活動指導員等、部活動における外部人材の活用促進
ICTの活用等による業務改善	◆校務情報化の推進（新形態校務支援システムの改修） ◆学校現場へのタイムレコーダーの導入、益期間の学校開校（県立学校）

2. 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を踏まえ、地域と連携した様々なプロジェクトの企画・実施を通して魅力・特色ある高等学校づくりに取り組むなど、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面から、地域を担う人づくりと活力ある地域づくりを推進します。

3. 教育環境の整備

第三次大分県特別支援教育推進計画を踏まえた特別支援学校の再編整備や産業教育施設・設備の整備、試遊をはじめ多目的に活用できる屋内スポーツ施設の建設など、教育環境の整備を推進します。

特別支援学校の再編整備（H30以降実施）	◆産業教育施設・設備（H31.4供用開始予定） ◆産川県との水産高校実習船（海洋丸）の共同運航 ◆久住の環境を活かした、県全体の農業教育の活性化（くじゅうアグリ創生館の開設）
[H30]	◆大規模大会も開催可能な試遊をはじめとする屋内スポーツの拠点、スポーツ観戦拠点、広域防災拠点

【H30】 養学校の移転や高等特別支援学校の整備に着手

II 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

(3)障害者基本計画(第4次)平成30年3月 P49

9. 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進

○ 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、**個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用**を促進する。

関連成果指標

把握すべき状況	指標	目標値
個別の指導計画や 個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	おおむね 100% (2022年度)
	幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	おおむね 100% (2022年度)

-11-

II 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

幼稚園教育要領（平成29年告示）P19

小学校学習指導要領（平成29年告示）P24

中学校学習指導要領（平成29年告示）P25

3 作成の根拠

小学校

小学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1)障害のある児童などへの指導

通常の学級

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、**長期的な視点で児童への教育的支援**を行うために、**個別の教育支援計画を作成し活用**することに**努める**とともに、各教科等の指導に当たって、**個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用**することに**努める**ものとする。

特別支援学級、通級による指導

「努める」
努力すればよいではなく、
作ることがあるという意味

特別支援学級と通級による
指導では**必ず**作成

特に、**特別支援学級に在籍する児童**や**通級による指導を受ける児童**については、**個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。**

Ⅱ 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

幼稚園教育要領解説（平成30年）P117

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P106

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P104

第3章 第4節 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

小学校

(1) 障害のある児童などへの指導

① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

○ 特別支援学校等の助言又は援助を活用。

○ 個々の児童の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

- ・ 「障害者の権利に関する条約」
- ・ 障害のある児童の就学先決定の仕組みの改正。



通常の学級にも教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることが前提。



全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分理解することが不可欠。

Ⅲ

個別の教育支援計画や 個別の指導計画作成と活用

Ⅲ 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用

幼稚園教育要領解説（平成30年）P119

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P112

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P111

1 個別の教育支援計画

小学校

個別の支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画において、**教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力**を図り、**障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画**を作成することが示された。

市町村の相談支援
ファイルのこと

個別の教育支援計画

この個別の支援計画のうち、**幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。**

園・学校が作成

Ⅲ 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用

幼稚園教育要領解説（平成30年）P119

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P112

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P111

1 個別の教育支援計画

小学校

(1) 個別の教育支援計画の作成

- 児童に対する**支援の目標を長期的な視点**から設定する。
- 学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、**全教職員が共通理解をすべき大切な情報**となる。
- 在籍校において提供される教育的支援の内容については、**教科等横断的な視点**から個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として**個別の指導計画に生かしていくことが重要**である。

Ⅲ 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用

幼稚園教育要領解説（平成30年）P120

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P114

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P112

1 個別の教育支援計画

小学校

(2) 個別の教育支援計画の活用

個別の教育支援計画の活用に当たって

- 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぐ
- 適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定
- 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝える
- 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす

Ⅲ 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用

幼稚園教育要領解説（平成30年）P120

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P114

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P112

2 個別の指導計画

小学校

(1) 個別の指導計画の作成

学校で作成

個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する。

Ⅲ 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用

幼稚園教育要領解説（平成30年）P120

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P114

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年）P112

2 個別の指導計画

小学校

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「第3 指導計画作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童等の各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画作成に努める必要がある。

引用・参考文献

- 平成29年度特別支援教育に関する調査 文部科学省（平成30年3月）
- 大分県長期教育計画「教育県大分」創造プラン2016 大分県教育委員会（平成28年3月）
- 障害者基本計画（第4次） 内閣府（平成30年3月）
- 幼稚園教育要領 文部科学省（平成29年3月）
- 小学校学習指導要領 文部科学省（平成29年3月）
- 中学校学習指導要領 文部科学省（平成29年3月）
- 幼稚園教育要領解説 文部科学省（平成30年2月）
- 小学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省（平成29年7月）
- 中学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省（平成29年7月）